

授 業 科 目	義肢装具関係法規		
教 育 内 容	専門基礎分野	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	
担 当 教 員	厚生労働省 老健局、労働基準局、社会・援護局、医政局 職員 他		
学 年	3	単 位 数	1
開 講 時 期	後期	時 間 数	講義 15 時間

■ 授 業 概 要	
義肢装具士の法的根拠を明らかにすると同時に、関連する他のコメディカル職種について法規上の関係を理解する。また義肢装具および補装具全般の支給・給付制度について法的視点から理解を深め、その関連法について学ぶ。	
■ 到 達 目 標	
1) 義肢装具士の法的根拠について説明できる。 2) 他のコメディカル職種との法的関係を説明できる。 3) 義肢装具の支給・給付制度について説明できる。	
■ 授 業 内 容	
第 1 回	総論(障害者総合支援法)
第 2 回	補装具費支給制度
第 3 回	介護保険法による福祉用具
第 4 回	労災保険による義肢装具制度
第 5 回	療養費支給制度による治療用装具の支給
第 6 回	義肢装具士法
第 7 回	義肢装具の支給・給付 I
第 8 回	義肢装具の支給・給付 II
■ 評 価 方 法	
平常点 100%	
■ 教 科 書	
なし（授業の進捗状況に応じて、随時資料を配布する）	
■ 留 意 事 項	
<担当教員の実務経験> 厚生労働省職員として、各分野での職務に従事。	